



写っている方に写真または画像データを差しあげます。企画調整課まで。

役場・教育委員会
健康いきいきセンター
福祉しあわせセンター
デイサービスセンター
加古川総合保健センター
播磨ふれあいの家

播磨町福祉のまちづくり民間施設改修費補助要綱の一部改正

町内の高齢者および障害者等に配慮した整備を促進するため、要綱の一部が改正されました。

対象となる工事

- 傾斜路またはそれに類するもの設置
傾斜路を設置した場合の手すりの設置
傾斜路を設置した場合の注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックの設置
自動的に開閉する構造の戸の設置(今回の改正により、対象工事となりました)

便所

- 腰掛け式便器の設置
片側手すりの設置
両側手すりの設置
腰掛け式便器を設置した場合のくつぺら式などの操作が容易な洗浄装置の設置
車いすで利用できる便房・便所の設置
その他、高齢者等の利用の安全性または利便性の向上に資するもの設置

易な洗浄装置の設置

車いすで利用できる便房・便所の設置
その他、高齢者等の利用の安全性または利便性の向上に資するもの設置

補助の対象

中小企業者に準ずる者
*中小企業基本法の改正に伴い、中小企業者の定義の細分化と対象の拡大、および資本金額が引き上げられました。

補助対象額

対象経費の額と百万円を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額以内
*車いすで使用できる便房・便所または外部出入口に自動に開閉する構造の戸を設置する場合は、補助基準額が百万円から3百万円に引き上げられました。

問い合わせ 健康福祉課
0794(35)2362

福祉

難病特定疾患医療受給者証の継続申請

対象者 現在、特定疾患の医療受給者証をお持ちで、平成15年4月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される人
申請期間 平成15年1月6日(月)~3月31日(月)
*申請が2月を過ぎると4月までに受給者証がお手元に届かないことがあります。

重度心身障害者介護手当の振り込み

11月期支給の重度心身障害者介護手当は、11月25日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。
在宅高齢者介護手当とは支給日が異なりますので、ご注意ください。

問い合わせ

健康福祉課
0794(35)2362

12月4日、10日は人権週間 常設人権相談所を開設

神戸地方検察局加古川支局と加古川人権擁護委員協議会では、人権問題について、次の通り常設人権相談所を開設しています。
日時 毎週火・木曜日午前9時~正午、午後1時~4時
場所 神戸地方検察局加古川支局 委員相談室(加古川市野口町良野269-1)

ひきこもり家族相談会

社会的ひきこもり状態にある方の家族を対象に左記の相談会を開催します。(社会的ひきこもりとは、明確な精神疾患・精神障害と区別し、病気とよんでよいかわからないが、ひきこもりを続けている状態を指します)
日時 12月11日(水)午後1時~3時30分
場所 加古川健康福祉事務所会議室(加古川市加古川町北在家)

内容

精神科医による相談会
助言者 平本 恵孝先生
対象 社会的ひきこもり状態にある方の家族
申し込み・問い合わせ 加古川健康福祉事務所保健指導課
0794(22)0001

新障害者福祉制度 支援費制度学習コーナー

来月4月からスタートする新しい障害者福祉制度「支援費制度」の申請受付を10月から開始いたしました。現在障害者の在宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイなど)をご利用の方は、来月4月以降も継続してサービスを希望される方は、なるべく年内に申請を済ませてください。また、新たにサービスを希望される方についても、随時申請は受け付けています。

現在サービスを利用している人はどうなりますか?

居宅サービス利用者:現在居宅サービスを利用している方で、引き続きサービスの利用を希望される方は、配布しております「居宅生活支援費支給申請書」に必要事項を記入のうえ、なるべく年内に役場健康福祉課へ提出してください。

施設サービス利用者:現在施設に入所している方については、支援費制度が始まってから1年間はそのまま施設を利用することができ、1年の間に支援費の支給申請をして支給決定を受ける必要があります。

(ただし、児童施設については支援費制度に移行しませんので、改めて申請をしていただく必要はありません)



支援費の支給量はどのように決定されますか?

申請者および介護者の方から聴き取り調査を行い、調査結果をもとにしてサービスの種類ごとに支給量を決定します。例えば、デイサービス:月8回、ショートステイ:月5日など、1カ月単位で決定します。

調査ではどのようなことを聞かれるのですか?

障害の種類や程度、介護者の状況、他のサービスの利用状況、障害者のサービス利用に対する意向などを聞きします。

利用者負担はどのように決定されますか?

利用者負担は、利用者および扶養義務者の負担能力に応じて決定されます。現在サービスを利用している方については、負担金額が現在の額と変わることがあります。具体的な金額などについては国

介護保険制度と支援費制度は両方利用できますか?

介護保険の要介護認定を申請し要介護または要支援と認定された方は、介護保険制度を利用していたことになり、ただし、支援費制度にあり、介護保険制度にないサービス(盲人がガイドヘルプサービス)については、例外的に支援費制度が適用されます。

問い合わせ

健康福祉課
0794(35)2362

子どもとの悩み相談

日時 毎週(月・火・木・金)午後1時~5時
場所 役場第2庁舎3階ふれあいルーム(電話相談可)
0794(37)4141

母子家庭相談(予約が必要)

日時 12月5日(木)と19日(木)午前10時~午後4時
場所 申し込み 地域福祉課
子育て相談(事前問合が必要)
子育て支援センター
日時 毎週月曜日~金曜日午前10時~午後4時
電話相談・問い合わせ
0794(944)0717

子育て学習センター

日時 毎週火曜日~土曜日午前10時~午後4時
電話相談・問い合わせ
0794(37)4188

12月の相談

消費生活相談(電話相談可)
日時 毎週月曜日午前10時~正午
場所 中央公民館
問い合わせ 産業生活課
法律相談(予約が必要)
日時 12月9日(月)・24日(火)午後6時~8時
場所 申し込み 中央公民館(申込順。電話予約不可)

心配ごと相談

日時 毎週火曜日午後1時~4時
場所 福祉しあわせセンター

人権相談

日時 12月3日(火)午後1時~3時
場所 福祉しあわせセンター

行政相談

日時 12月24日(火)午前9時30分~11時30分
場所 中央公民館

経営相談・法律相談

日時 12月18日(水)午後1時~3時
場所 播磨町商工会館2階
対象 商工業者
申込・問合 播磨町商工会
0794(35)1630

福祉相談

日時 毎週水曜日午後1時30分~4時
場所 福祉しあわせセンター

身体障害者相談

【相談員】(敬称略)
岡部房枝(東本庄1丁目14の9)
0794(37)23228
0794(37)6552
徳次蔵弘(北本庄1丁目5の28)
0794(35)50229
立田範男(二子169番地の2)
0794(942)7994

身体障害者相談

【相談員】(敬称略)
岡部房枝(東本庄1丁目14の9)
0794(37)23228
0794(37)6552
徳次蔵弘(北本庄1丁目5の28)
0794(35)50229
立田範男(二子169番地の2)
0794(942)7994

新年交礼会
播磨町ならびに播磨町商工会では、新年の交礼会を次の通り開催します。
地域の皆さんの自由な参加による交礼会です。
日時 平成15年1月6日(月) 正午~午後1時
場所 健康いきいきセンター
会費 2,000円
参加希望の方は、12月16日(月)までに播磨町商工会事務局へ。
0794(35)1630

年末・年始の役場の業務
年末は12月27日(金)まで 年始は1月6日(月)から
ただし、死亡届、出生届などの届け出や水道管の漏水など緊急を要することは、宿日直者が受け付けます。役場公民館側の通用口からお入りください。

年末・年始の汲み取り業務
年内の臨時汲み取りの受付は12月27日(金)午後3時までです。
それ以降に受け付けた場合は平成15年1月6日(月)以降の汲み取りとなりますので、ご注意ください。
便槽の容量が小さなお宅で、年末年始の来客などにより、いっぱいになると予想される場合は事前にお申し込みください。
申し込み 産業生活課
0794(35)2364

おくやみ【10・11月届出分】
氏名(敬称略) 町名 年齢
今城 由市 古田 73
中元 直樹 古田 75
中元 元義 北本庄 88
古河 フサエ 北本庄 72
南浦 よし子 北本庄 64
三好 浩 北本庄 66
矢島 壽美恵 野添 80
浦井 伊三郎 野添 73